

ディスカッション・ポイント
連結納税制度に係る平成 22 年度税制改正対応

1 . 特定連結欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性判定について

(1)個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判定方法について(その 2 . Q3、Q4)

特定連結欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性は、将来減算一時差異と相殺された後の課税所得見込額と相殺することにより判定することで問題はないか。

また、特定連結欠損金について、個別ベースでは回収可能性が認められながらも連結全体では回収可能性が認められない場合、個別財務諸表における回収可能見込額を連結ベースに合わせることで問題はないか。

(2)連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の例示区分について（その 1.Q4）

連結納税会社の個別財務諸表における監査委員会報告第 66 号における例示区分に従い判定を行い、それにより回収できる部分について、さらに連結納税主体における例示区分に従い判定するという判定プロセスで問題はないか。連結納税会社の個別財務諸表における監査委員会報告第 66 号における例示区分に従い判定を行い、それにより回収できる部分について、さらに連結納税主体における例示区分に従い判定するという判定プロセスで問題はないか

2 . 実務対応報告第 4 号の廃止について

実務対応報告第 4 号は、連結納税制度の適用初年度の前年度における中間財務諸表での取扱いを緊急で定めることを意図したものであり、今日に至っては、その役割を終えたものであるため、実務対応報告第 4 号を廃止し、一部を第 5 号（その 1.Q12-2）で引き継ぐことでどうか。

以 上